

■議案第25号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法では、「固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。」と定められており、この規定に基づき、本町でも四万十町税条例第70条第2項で固定資産税の報奨金額等を定め、全期前納に対する報奨金の交付を行ってきました。

今回の改正は、固定資産税の前納報奨金制度について、高額な税を一括納付できる担税力がある一部の納税者に対して有利な制度となっていること。また全国的に行財政改革に伴う歳出削減として廃止する市町村が多いことから、検討した結果、平成28年度課税分より廃止しようとするものです。

【前納報奨金について】

前納報奨金は、戦後の混乱した経済状況の中、税収の早期確保、納税意識の向上などを目的として、一般の納税意欲を高揚し、納税者の納税に対する積極的な協力を期待するとともに、納期前に前納されたことに対する金利という面をも考慮して昭和20年代に創設された。

しかし、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の普及など自主納付に対する意識も浸透してきたこと、高額納税者に多く交付されること、全額一括納付できる担税力の高い納税者に有利な制度となっていることなどから納税者間に不公平感が生じていることなどの理由により多くの自治体が見直しを行っています。

【四万十町における前納報奨金】

合併時の調整に基づき平成18年度課税分から、固定資産税・住民税（平成24年度以降廃止）を対象に、1期目の納期内に未到来納期分全額を同時に納付した場合、納期前の税額の100分の1に納期前の月数（1月未満の端数は切り捨てる。）を乗じた額の奨励金（上限：5万円、200円未満は交付しない。）を交付することとしています。

◆ 報奨金の計算例（課税額4万円の場合 ⇒ 4期で納付（：各納期：1万円）

第2期（7月末納期限）	1% × 1か月分（6月分）	= 1%
第3期（9月末納期限）	1% × 3か月分（6～8分）	= 3%
第4期（11月末納期限）	1% × 5か月分（6～10月分）	= 5%
合計		9%

$$1 \text{ 万円（各納期の税額）} \times 9\% = 900 \text{ 円（前納報償金額）}$$

【新旧対照表】

四万十町税条例抜粋)

改正後	改正前
(固定資産税の納期前の納付) 第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。	(固定資産税の納期前の納付) 第70条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。 <u>2 前項の規定によって固定資産税の納税者が第1期の納期内に未到来納期分全額を同時に納付した場合においては、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。ただし、法第20条の5第2項に規定する納期限に納付した場合においては、同項の適用前の納期限に納付されたものとみなす。)を乗じて得た額の報奨金(その額が5万円を超えるときは、5万円とする。)を交付する。ただし、その額が200円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</u>

【根拠法令】

◆ 地方税法(抜粋)

(固定資産税に係る納期前の納付) 第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 <u>2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。</u> 3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。
--

【参考】

四万十町における前納報奨金の状況

年度	課税者数	報奨金対象者数	交付者数	支出金額
H 2 3	1 1, 3 0 4 人	8, 0 9 7 人	4, 6 6 6 人	7, 8 2 3, 6 5 0 円
H 2 4	1 1, 0 0 9 人	8, 0 3 9 人	4, 6 5 3 人	7, 2 4 6, 0 1 0 円
H 2 5	1 1, 0 0 2 人	8, 0 5 5 人	4, 7 0 1 人	7, 3 6 0, 2 5 0 円
H 2 6	1 0, 9 8 5 人	8, 0 3 1 人	4, 7 3 2 人	7, 5 8 7, 9 6 0 円
H 2 7	1 0, 9 5 2 人	7, 9 5 9 人	4, 7 1 2 人	7, 5 9 4, 1 9 0 円

固定資産税の前納報奨金制度に関する県内の他市町村の状況（平成 2 7 年度）

制度がある市町村名	備 考
安田町	廃止検討中
北川村	廃止検討中
馬路村	
芸西村	
いの町	
梶原町	
大月町	
三原村	
四万十町	